

## 住宅リフォーム補助金をご利用下さい

### 村内の施工業者を利用して、地域経済の活性化を！

高山村では、村民の皆さんが住宅の質の向上を図るとともに、定住の促進を図るため、自宅の修繕や補修工事等を行う場合に、その経費の一部を今年度より補助します。是非、この機会に補助金の活用を検討して下さい。

#### 1. 対象となる工事は

- (1) 平成24年4月2日以降に専用住宅又は併用住宅（個人住宅部分）へのリフォーム（修繕・改築・増築等）を開始する工事で、村内の施工業者により工事を行うことが対象になります。
- (2) 村外の施工業者により工事を行ったものについては、補助対象外です。
- (3) 詳細は、別表対象工事（例）を参照して下さい。

#### 2. 補助対象者は

- (1) 村内に住所を有する者です。
- (2) 世帯全員が村税及び使用料等を完納していることが補助対象者になります。
- (3) 当該リフォーム工事について、他の制度による住宅の改造、補修に係る助成金等の交付を同時に受けられないことが条件になります。

#### 3. 補助対象金額は

- (1) 専用住宅においては工事金額（税抜き）が20万円以上のリフォーム工事に要した費用の20%が補助対象金額となり、上限が40万円（ただし、千円未満は切り捨て）となります。
- (2) 併用住宅においては個人住宅部分を補助対象とし、非個人住宅部分について床面積で按分し工事金額を算出し、工事金額（税抜き）が20万円以上のリフォーム工事に要した費用となり、上限が40万円（ただし、千円未満は切り捨て）となります。

#### 4. 手続きは

- (1) 工事を始める前に、高山村役場農政課住宅係で交付申請を行って下さい。
- (2) 下記の補助金受領までの流れを参考に、リフォーム施工業者と打ち合わせを行って下さい。

#### 5. 補助金受領までの流れ

- (1) 補助金交付申請書を高山村役場農政課住宅係に提出していただきます。  
※添付書類  
・リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真  
・リフォーム工事内容を明らかにする図面  
・リフォーム工事見積書  
・その他、村長が必要と認める書類
- (2) 書類審査を行い、交付の可否について申請者に補助金交付決定通知書を郵送により通知します。
- (3) 交付決定通知書受領の後、リフォーム工事を実施していただきます。
- (4) リフォーム工事が完了した後、補助金交付請求書を提出していただきます。

#### ※添付書類

- ・リフォーム工事後の住宅状況を明らかにする写真
- ・リフォーム工事代金領収書の写し
- ・その他、村長が必要と認める書類

#### 6. 補助金の額の確定

- (1) 書類審査を行い、補助金の額を決定し申請者に補助金確定通知書を郵送により通知します。

#### 7. 補助金の受領

- (1) 全ての手続き終了後に、申請者の口座に補助金を振り込みます。

#### 別表 住宅リフォーム補助の対象工事（例）

| 工事内容                       | 可否 | 備考             |
|----------------------------|----|----------------|
| 屋根瓦の取替工事                   | 可  |                |
| 外壁の補修工事                    | 可  |                |
| 壁紙張替等の内装工事                 | 可  |                |
| 台所、風呂、トイレ等改良工事             | 可  |                |
| シロアリ防止等の床修理工事              | 可  |                |
| 畳の表替え等工事                   | 可  |                |
| ガラス（サッシ）の取替工事              | 可  |                |
| 掘炬燵取付工事                    | 可  |                |
| 住宅に付随するバルコニー、ベランダ、テラスの設置工事 | 可  |                |
| シロアリ駆除                     | 否  | リフォームでないため対象外  |
| 大画面テレビの購入（配線工事含む）          | 否  | 購入が主であるため対象外   |
| 電化製品の取付工事                  | 否  | 購入が主であるため対象外   |
| 車庫の増改築                     | 否  | 住宅ではないため対象外    |
| 室内カーテン取替工事                 | 否  | 購入が主であるため対象外   |
| 防犯用ライト取付工事                 | 否  | 購入が主であるため対象外   |
| 門扉・ブロック壁の設置                | 否  | 住宅ではないため対象外    |
| 造園工事、植木剪定                  | 否  | リフォームではないため対象外 |
| 下水道等のつなぎ込み工事               | 否  | リフォームではないため対象外 |
| 住宅の一部又は全部を取り壊す工事           | 否  | リフォームではないため対象外 |

○住宅をリフォームして、快適で明るい生活空間をつくりましょう。

○分からないことや疑問な点は、お気軽に高山村役場農政課住宅係までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先：高山村役場 農政課 住宅係  
☎0279-63-2111 内線50・51  
FAX 0279-63-2768

◎ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業

- 高齢者のみの世帯の高齢者の健康保持及び孤独感の解消、並びに地域社会との交流を深めるため、配食サービスを行います。
- ①配食対象者 高山村内に住所を有する65歳以上の高齢者のみの世帯の方
  - ②配食の方法  
昼食を月曜日から金曜日(祝祭日等は除く。)の希望する日に社会福祉協議会の職員又はボランティアいぶきの方がご自宅にお届けします。
  - ③利用料金 1食300円(利用者負担額)

◎緊急通報システム設置事業

- 虚弱なひとり暮らし老人等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムを設置します。
- ①設置対象者  
高山村に住所を有し、次のいずれかに該当する  
(1)おおよね65歳以上の虚弱なひとり暮らし老人  
(2)ひとり暮らしの重度身体障がい者  
(3)その他村長が必要と認めた者を抱える高齢者のみの世帯
  - ②設置費用及び利用料 全額村が負担(村の指定業者が設置)

◎高齢者バス回数券割引事業

- 交通弱者の高齢者が代替バスを利用する場合、回数券を割り引いて販売します。
- ①対象者 高山村に住所を有する65歳以上の方
  - ②販売価格 通常価格3,000円を2,000円で販売します。

◎温泉割引使用証明書発行事業

- 温泉事業者のご協力により、満70歳以上の方がふれあいプラザといぶきの湯の使用料を割り引いて利用できる割引使用証明書を発行します。(紛失された方は再発行します。)
- ふれあいプラザ：通常500円を300円/いぶきの湯：通常300円を200円

◎在宅高齢者等自立支援ホームヘルプサービス事業

- 介護保険法による要介護者等に該当しない方が支援を必要とする場合、自立支援ホームヘルプサービス事業を受けることができます。
- ①派遣対象者  
(1)独居の方、(2)高齢世帯の方、(3)昼間介護者のいない方、(4)40歳以上65歳未満で介護を必要とする方、(5)介護を放棄されている方、(6)災害により介護を必要とする方、(7)その他村長が必要と認めた方
  - ②サービス内容 (1)家事に関すること、(2)相談、助言に関すること
  - ③派遣回数 週2回程度で、1回の訪問時間は1時間程度とする。
  - ④利用料 1回(1時間)150円、1時間を超える場合30分ごとに50円加算

◎自立支援デイサービス事業

- 介護保険法による要介護者等に該当しない方が支援を必要とする場合、自立支援デイサービス事業を受けることができます。
- ①利用対象者  
(1)独居の方、(2)高齢世帯の方、(3)昼間介護者のいない方、(4)介護を拒否しているが、支援を必要とする方、(5)40歳以上65歳未満で支援を必要とする方、(6)介護を放棄されている方で、支援を必要とする方、(7)災害により支援を必要とする方、(8)その他村長が必要と認めた方
  - ②サービス内容  
(1)基本事業 生活指導、日常動作訓練、養護、健康チェック、入浴サービス  
(2)加算事業 送迎、給食サービス
  - ③利用回数 1週間に1回程度とする。
  - ④利用料 基本料500円、送迎加算100円(食事代は実費相当額が必要となります。)

◎ショートステイ事業

- 高齢者を一時的に養護する必要がある場合に、一時的に特別養護老人ホーム又は養護老人ホーム等を利用できます。
- ①利用対象者  
おおよね65歳以上(65歳未満で初老期痴呆に該当する場合も含む。)で、家族の介護を受けている方。ただし、精神保健法、伝染病予防法等の法律の規定に基づいて医療機関で医療を受ける必要があると認められる方は対象となりません。
  - ②利用期間 原則として7日間以内
  - ③利用料 飲食物費相当額

## 高齢者の在宅生活を支えるための主なサービス

高山村では、在宅で高齢者等を介護する場合、介護保険事業以外でも永年住み慣れた自宅や地域で安心して生活が送れるように様々な高齢者福祉サービスを提供しています。  
なお、サービスを受ける際には、所得や身体状況な

どにより自己負担額やサービス内容が異なる場合があります。また、介護保険の事業等によるサービスが優先となる場合がありますので、ご不明な点は高山村役場住民課福祉係へお問い合わせください。  
(平成24年4月現在)

◎在宅ねたきり老人介護慰労金支給事業

- 日常生活に著しい支障がある在宅の高齢者等を介護し、要件を満たす方に介護の労をねぎらうとともに、在宅福祉の増進を図るため介護慰労金を支給します。
- ①支給対象者  
毎年4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日時点において次の要件をすべて満たす方を、居宅において1年以上継続して介護している方  
(1)高山村に住所を有し、年齢が65歳以上であること。  
(2)介護保険法による介護認定の要介護4又は5の状態が1年以上継続し、その期間中に施設等への短期入所及び入院等の通算日数が100日を超えないものであること。
  - ②介護慰労金の額  
要介護1の方を介護した場合は年額24万円以内、要介護5の方を介護した場合は年額28万円以内で、支給月は6月・9月・12月・3月です。  
※1回あたりの支給額(要介護4…6万円/要介護5…7万円)

◎高齢者住宅改造費助成事業

- 高齢者の生活の質の向上及び在宅生活の継続を支援するため、高齢者のいる世帯の住宅内の改造費を助成します。
- ①高齢者介護用住宅改造費助成事業の対象者  
(1)高山村に住所を有し、60歳以上で要介護2以上の介護認定を受けた高齢者がいる世帯  
(2)生計中心者の前年所得課税年額が8万円以下の世帯
  - ②自立高齢者等住宅改造費助成事業の対象者  
(1)高山村に住所を有し、60歳以上で自立、要支援及び要介護1のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみからなる世帯  
(2)前年所得税非課税の世帯
  - ③対象工事  
高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事で家屋内の改造費及びこれに必然的に付随する附帯工事費用
  - ④助成率及び助成限度額  
助成率は助成対象費用の6分の5 助成限度額は50万円
  - ⑤その他の事項  
(1)高山村重度身体障害者(児)住宅改造費補助要綱による補助金を併せて交付を受けることはできない。  
(2)介護保険制度における居宅介護(支援)住宅改修費とを併用する場合は、介護保険制度の給付を優先することとする。

◎介護用車両購入費補助事業

- ねたきり等の要介護者及び身体障がい者等を、同乗させ外出する場合に使用する車椅子仕様車両を購入する場合補助金を支給します。
- ①支給対象  
次の各号のすべてに該当する方を同乗させ通院、通所等に使用するために、車椅子仕様の車両を新車で購入する場合。  
(1)高山村に在住し住所を有する方  
(2)次のいずれかに該当する世帯の要介護者及び介護家族  
ア おおよね65歳以上のねたきり高齢者等を抱える世帯  
イ 高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号の1・2級に該当する下肢・体幹の障がい者、又は下肢及び体幹重複障がい者のいる世帯
  - ②補助率及び補助限度額  
補助率は補助対象費用の3分の2 補助限度額は666,000円

◎紙おむつ等給付事業

- 在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、紙おむつ等の給付を行います。
- ①給付対象者  
高山村に住所を有する在宅の排尿及び排便行為に支援を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方  
(1)介護保険法による介護認定の要介護1以上に該当する方  
(2)高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する3級以上の障害にある方  
(3)療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がAの方
  - ②現物給付の限度額  
1月あたり、要介護1及び2の方が3,000円以内、その他の方が5,000円以内。

## 高山村の子育て支援サービス

高山村では、安心して子育てができるように子育て支援策を実施します。主なサービス内容を下記のとおり紹介いたします。

### ◎出産祝金支給事業

出産を祝し、次代を担う児童の確保を図るとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減と児童の健全育成を目的として出産祝金を支給します。

#### ①支給対象者

- 1) 出産時において本村に住民登録又は外国人登録がされていて、引き続き本村に居住しようとする方
- 2) 新生児を出産して養育をする父母

#### ②出産祝金の額

- 1) 第1子及び第2子は200,000円
- 2) 第3子以上は300,000円

### ◎子育てサロン

民生委員・児童委員さんによる子育てサロンが毎月第2水曜日の午前10時30分から保健福祉センター内の児童館で開催されます。参加費は無料で楽しい遊具で遊んだり、新しいお友達作りの場としてご利用ください。(※会場の都合により日程が変更となる場合があります。)

### ◎子育て支援センター

交流施設 なごみにおいて毎週火・木・土曜日に子育て支援センターが開設されます。同世代のお子さんをもつお母さん達で気軽にご利用ください。  
・ご希望があれば食改推の方が昼食を用意していただきます。(1食100円)  
・木曜日は手作りのおやつをご用意してお待ちしています。(1食100円)

### ◎保育所運営事業

高山村保育所では、平成24年度から保育料を下記のとおり改定いたします。

| 階層区分及び定義<br>(入所申込時)         | 保育料(月額)円                |        |        |
|-----------------------------|-------------------------|--------|--------|
|                             | 3歳未満                    | 3歳以上   | 延長する場合 |
| 第1 生活保護法による被保護対象者(単給対象者を含む) | 0                       | 0      | 0      |
| 第2 住民税非課税対象者                | 5,000                   | 2,000  | 1,000  |
| 第3 均等割のみ                    | 9,000                   | 4,000  | 2,000  |
| 第4 住民税課税対象者                 | 64,000円未満               | 14,000 | 7,000  |
|                             | 64,000円以上<br>160,000円未満 | 23,000 | 12,000 |
| 第6 160,000円以上<br>408,000円未満 | 32,000                  | 13,000 | 5,000  |
|                             | 408,000円以上              | 41,000 | 16,000 |
| 第7                          | 41,000                  | 16,000 | 6,000  |

- 1 階層を区分する定義の住民税は、幼児保護者の都道府県市町村住民税合計額とする。
- 2 同一世帯から2人以上同時に入所している場合は、次により算出した額とする。  
(1) 幼児数は、年齢の高い順から数える。  
(2) 2人目の徴収基準額=当該幼児の徴収金額×0.5  
(3) 3人目の徴収基準額=無料
- 3 3歳未満の入所幼児については、群馬県が実施する3歳未満児保育料軽減事業に基づき軽減する。(3歳未満児の保育料を、同一階層の3歳以上児との差額【上限3,000円】を軽減します。)
- 4 幼稚園児で朝のみ利用する場合は、課税区分なく1ヶ月2,500円とする。
- 5 一時預かりの場合は、課税区分なく月額1,000円とする。
- 6 上記2及び3の軽減は、4及び5には適用しない。

※詳細は高山村保育所にお問い合わせください。

☎63-2812

## 森林の所有者届出制度が4月からスタートします

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

■届出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

■届出期間 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。  
※詳しくは高山村役場 農政課 (☎63-2111) 又は環

境森林事務所・森林事務所・県庁林政課 (☎027-226-3216 FAX027-223-0154) までお問い合わせ下さい。



## 「地震への備えはできていますか？」無料で木造住宅の耐震診断を行います

「安心安全な暮らしづくり」の推進を図るため木造住宅を対象に無料で耐震診断者を派遣し、耐震診断を行い、結果をお知らせします。

- 対象住宅：①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上の住宅)  
②平屋建て又は2階建ての住宅  
③在来軸組構法によって建てられた住宅

- 対象者：①高山村に住所を有し、対象住宅の所有者かつ居住者  
②村税及び使用料等の滞納がない者

募集期間：平成24年4月2日(月)～平成24年11月30日(金)まで

募集戸数：本年度は、5戸(先着順)

耐震診断を行う者：(社)群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者

耐震診断の内容：設計図等を基に現地調査を行い、どの部分が地震に弱くて倒壊する可能性があるか等について診断を行います。(耐震改修の方法について、診断するものではありません。)

用意するもの：間取り、壁、戸、窓、筋交いの位置が明示された平面図等が必要です。  
※原則、図面等がない場合は耐震診断を行うことができません。

費用：無料(ただし、耐震診断者の交通費実費分は個人負担)

申し込み先：高山村役場 農政課 住宅係  
☎0279-63-2111 内線50・51

## 住民票・戸籍の謄本等の交付申請について

住民票・戸籍の謄本等の交付申請には、下記のものが必要となりますので、申請時にご用意ください。

| 証明書の種類  | 窓口に来る人                             | 印鑑 | 本人確認書類 | 委任状 |
|---------|------------------------------------|----|--------|-----|
| 住民票     | 本人                                 | 要  | 要      | 不要  |
|         | 同一世帯員                              | 要  | 要      | 不要  |
|         | 別世帯の代理人                            | 要  | 要      | 要   |
| 戸籍の謄本等  | 本人                                 | 要  | 要      | 不要  |
|         | 配偶者・直系血族<br>配偶者・直系血族以外の代理人         | 要  | 要      | 要   |
| 印鑑登録証明書 | 本人又は本人以外の代理人<br>(印鑑登録証(緑の手帳)が必要です) | 不要 | 要      | 不要  |

※同一世帯員…世帯分離をしている方は対象となりません。  
※直系血族…本人から見て父母・祖父母・子・孫などの直系にあたる方。配偶者の父母・祖父母などは直系血族ではありません。また、すでに戸籍が別になった兄弟姉妹のものを申請する場合は、委任状が必要になります。

### ■本人確認書類

| 請求者等                                   | 本人確認書類   |
|--|--|
| 1点で足りるもの(国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真入り身分証明書) | 運転免許証 パスポート 住基カード(写真入り) 外国人登録証明書 海技免状 小型船舶操縦免許証 船員手帳 猟銃・空気銃所持許可証 療育手帳 戦傷病者手帳 電気工事士免状 教習資格認定証 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 無線従事者免許証 宅地建物取引主任者証 動力車操縦者運転免許証 身体障害者手帳 特殊電気工事資格者認定証 運航管理者技能検定合格証明書 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書 |
| 2点必要となるもの                              | ①に掲げるもの及び②に掲げるもの各1点<br>②に掲げるものを提示できないときは①に掲げるものを2点   |
|  | ①写真のない書類<br>・国民健康保険、健康保険、船員保険、若しくは介護保険の被保険者証<br>・共済年金若しくは恩給の証書<br>・国民年金、厚生年金保険、若しくは船員保険に係る年金証書<br>・共済組合員証・国民年金手帳・住基カード(写真のないもの)<br>・戸籍(住民票)交付申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書  |
| ②写真入り書類                                | ・学生証・法人が発行した身分証明書<br>・国若しくは地方公共団体が発行した資格証明書  |

### ■「委任状」提出の注意点

「委任状」は必ず請求者(使う人)本人が全て記入してください。

申請当日に「委任状」がない場合は、証明書の交付ができませんので、必ず事前に「委任状」を請求者本人に書いてもらってください。「委任状」は高山村役場住民課窓口においてあります。

※平日に役場へ来られない方、またはご不明な点がある場合は、住民課窓口にお問い合わせください。

## 人間ドック受診費補助制度について

本村では、人間ドックを受診された方に対し、下記のとおり受診費の補助を実施しています。社会保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者でそれぞれ

補助額等が異なりますが、一人でも多くの方が受診され病気の早期発見・早期治療に役立て健康維持の一助にして頂ければと思います。

### 〈 補 助 制 度 の 概 要 〉

#### 1 社会保険加入者

- ・対象者 満30歳以上で本村に住所を有する者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 10,000円を限度とする(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口で領収書・印鑑・口座番号がわかるものを持参してください。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受診可能な医療機関

#### 2 国民健康保険加入者(一般・退職)

- ・対象者 満35歳以上75歳未満で高山村の国民健康保険に1年以上加入している者、又は加入すると認められる者が国保税を完納している世帯に属する者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 25,000円を限度とする(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口で領収書・印鑑・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。

- ・医療機関 人間ドック受診可能な医療機関
- ・その他 なお、村が実施している特定健診(集団健診・個別健診)を受けた方は、人間ドック受診費補助対象にはなりません。

#### 3 後期高齢者医療加入者

- ・対象者 群馬県後期高齢者医療被保険者で本村に住所を有し、保険料を完納している者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 20,000円を限度とする(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口で領収書・印鑑・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。なお、申請期間は4月から翌年1月末日までをお願いします。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受診可能な医療機関
- ・その他 なお、村が実施しているご長寿健診(集団健診・個別健診)を受けた方と脳検査項目のみの脳ドックは、人間ドック受診費補助対象にはなりません。

お問い合わせ先 役場住民課 (☎63-2111)

## 平成24年度 村税等の納期について

平成24年度村税等の納期は下記のとおりですので、口座振替の方は納期限前に残高確認を、納付書払いの方は納期限までに納付して下さい。また、年度の途中でも口座振替の申込みは受け付けていますので、希望される方は各担当課まで連絡して下さい。

また、年度の途中でも口座振替の申込みは受け付けていますので、希望される方は各担当課まで連絡して下さい。

| 税目等        | 月別  | 担当課 | 4月            | 5月             | 6月            | 7月             | 8月             | 9月             | 10月             | 11月             | 12月             | 1月             | 2月             | 3月            |
|------------|-----|-----|---------------|----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|---------------|
| 村県民税       | 税務課 |     |               |                | 1期            |                | 2期             |                | 3期              |                 |                 | 4期             |                |               |
| 固定資産税      | 税務課 |     |               | 1期             |               | 2期             |                |                | 3期              |                 |                 | 4期             |                |               |
| 軽自動車税      | 税務課 | 全期  |               |                |               |                |                |                |                 |                 |                 |                |                |               |
| 国民健康保険税    | 税務課 |     |               |                | 1期            | 2期             | 3期             | 4期             | 5期              | 6期              | 7期              | 8期             | 9期             |               |
| 介護保険料      | 住民課 |     |               |                | 1期            | 2期             | 3期             | 4期             | 5期              | 6期              | 7期              | 8期             | 9期             |               |
| 後期高齢者医療保険料 | 住民課 |     |               |                | 1期            | 2期             | 3期             | 4期             | 5期              | 6期              | 7期              | 8期             | 9期             |               |
| 上下水道使用料    | 農政課 |     | 3・4月分         |                | 5・6月分         |                | 7・8月分          |                | 9・10月分          |                 | 11・12月分         |                | 1・2月分          |               |
| 村営住宅使用料    | 農政課 |     | 毎月            |                |               |                |                |                |                 |                 |                 |                |                |               |
| 学校給食費      | 教育課 |     | 毎月            |                |               |                |                |                |                 |                 |                 |                |                |               |
| 納期限(振替日)   |     |     | 平成24年<br>5月1日 | 平成24年<br>5月31日 | 平成24年<br>7月2日 | 平成24年<br>7月31日 | 平成24年<br>8月31日 | 平成24年<br>10月1日 | 平成24年<br>10月31日 | 平成24年<br>11月30日 | 平成24年<br>12月25日 | 平成25年<br>1月31日 | 平成25年<br>2月28日 | 平成25年<br>4月1日 |

注意) 給料又は年金等から特別徴収(天引き)される場合はそれぞれの支払月となります。

※不明な点がございましたら、高山村役場各担当課までお問い合わせ下さい。【代表電話 63-2111】

## 高山村国民健康保険からのお知らせ

### ●「ジェネリック医薬品」をご存知ですか●

私たちが病院で処方してもらう医薬品には、「先発医薬品」と「後発医薬品」の2種類があります。「先発医薬品」は「新薬」、「後発医薬品」は「ジェネリック医薬品」とも呼ばれており、テレビでこれらの言葉を聞いた方も多いと思います。

「新薬」は、開発から承認までに10~15年かかり、莫大な開発費用が必要です。完成した後は、特許期間から研究・開発期間を差し引いた一定期間、薬を開発した医薬品企業だけが、その薬を独占的に製造・販売できます。

この一定期間が過ぎると、薬を開発した医薬品企業ではない他の医薬品企業から、「新薬」と同じ有効成分を持った「ジェネリック医薬品」を販売することができるようになります。

「ジェネリック医薬品」は、「新薬」に比べて価格が安いので、患者さんの薬代の負担が軽くなり、高山村国民健康保険が負担する医療費も少なくなるというメリットがあります。

### Q & A

Q ジェネリック医薬品はなぜ安いのか?

A ジェネリック医薬品には、新薬の開発と比べて研究や開発にかかる費用が少ないため、基本的に価格は新薬よりも低く抑えられています。

Q ジェネリック医薬品は質が悪いのでは?

A 新薬・ジェネリック医薬品どちらにも、品質・有効性・安全性をクリアするために、薬事法で様々な規定があります。

Q どうすれば処方してもらえるのか?

A 新薬・ジェネリック医薬品ともに医療用医薬品を手に入れるには、患者さんの病歴や体質を考えて出される、お医者さんの処方せんが必要です。「ジェネリック医薬品を使用したい」とお思いの方は、かかりつけのお医者さんや薬剤師さんに相談してみてください。

## 平成24年度、平成25年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

また、平成24年度の軽減措置についても、決定しました。

### ■保険料率

| 区分   | 平成22年度<br>平成23年度 | 平成24年度<br>平成25年度 |
|------|------------------|------------------|
| 所得割率 | 7.36%            | 8.48%            |
| 均等割額 | 39,600円          | 42,700円          |
| 限度額  | 50万円             | 55万円             |

### 平成24年度保険料額の計算方法

年間保険料額=均等割額(42,700円)+所得割額((平成23年中の総所得金額等-33万円)×8.48%)  
軽減に該当する方は、軽減額を引いてください。

4月以降途中加入の方は、「年間保険料額」×加入月÷12月(100円未満切捨て)で求めた金額が保険料額となります。

### ■平成24年度軽減内容

平成24年度の軽減割合や該当条件は、平成23年度と同じで変更はありません。

※被扶養者軽減に該当する方については、2年間という期限がなくなりました。

| 軽減内容            | 軽減該当条件(均等割の軽減は被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額が対象)                         |
|-----------------|--|
| 均等割9割軽減         | 「基礎控除額(33万円)以下の世帯で被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯(その他各種所得がない場合)          |
| 均等割8.5割軽減       | 「基礎控除額(33万円)」以下の世帯   |
| 均等割5割軽減         | 「基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)」以下の世帯              |
| 均等割2割軽減         | 「基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯                               |
| 所得割5割軽減         | 総所得金額等-基礎控除額(33万円)が58万円以下                                      |
| 被扶養者軽減(均等割9割軽減) | 後期高齢者医療の被保険者資格を得た前日まで、被用者保険(国保、国保組合以外)の被扶養者であった方 ※所得割額は課されません。 |

軽減額は

|                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| 9割軽減額                 | 38,430円             |
| 8.5割軽減額               | 36,295円             |
| 5割軽減額                 | 21,350円             |
| 2割軽減額                 | 8,540円              |
| 所得割5割軽減額              | 所得割額÷2(1円未満の端数は切上げ) |
| 被扶養者軽減(均等割9割軽減、所得割なし) | 38,430円             |

高山村役場 住民課



村では、心に響く美しい村DVDを制作しました。このDVDは、年間通して撮影したものです。村の美しい自然や農作業、各種お祭りや村人インタビューなど、村の様子がよくわかります。どうぞ、ご覧になってください。

**配布場所** 高山村役場地域振興課  
**配布期間** 4月16日(月)から終わり次第 合計50枚用意してあります  
**お問い合わせ** 高山村役場 地域振興課  
☎0279-63-2111

平素より観光施設をご利用いただき有り難うございます。

**1 指定管理者が代わります**  
先月の広報でお知らせしましたが、昨年4月より高山村観光施設の指定管理者でありました「株式会社ワクワクたかやま」に代わり、平成24年4月からは高山村出資の「株式会社たかやま振興公社」が施設の管理運営にあたりますので、皆様の変わらぬご厚誼を賜りますようお願いいたします。

**2 ふれあいプラザのプール閉鎖について**  
平成24年1月16日よりプールは諸般の事情により休止し、再開するべくその方法について検討を重ねて参りましたが再開の見通しが立たない状況から、平成24年3月末をもちましてプールを閉鎖することになりました。プールをご利用いただきましたお客様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解をお願いいたします。

**3 高山温泉ふれあいプラザ・いぶきの湯 共通利用券について**  
例年4月初めに区長さんを通じて毎戸に配布しております共通無料入浴券については、ふれあいプラザ・いぶきの湯共通利用券とし、入浴の他ふれあいプラザでの利用に限り1枚500円の食事券としてもご利用いただけます。

**4 高山温泉ふれあいプラザの入館料について**  
宴会及び食事のみでご利用される場合、入館料は必要ありません。

**5 ふれあいプラザ・いぶきの湯共通ポイントカードについて**  
ふれあいプラザ及びいぶきの湯、1回の



※掲載を希望しない方は届出の際に申し出てください。

(平成24年2月15日から平成24年3月14日までの高山村役場届出)

**6 ふれあいプラザお食事ポイントカードについて**  
ふれあいプラザでお食事をされた方に対し、1,000円で1ポイントとし、10ポイントで1,000円分の無料お食事券を提供いたします。(ただし、村で配布する共通利用券を利用の場合は対象外となります。)

**7 メンバー券について**  
ふれあいプラザでは、半年間回数に制限なく入浴できるメンバー券を20,000円で販売しております。

**8 ゲスト券について**  
ふれあいプラザでは、1年間入浴1回につき、200円で入浴できるゲスト券を10,000円で販売しております。

「心に響く美しい村」  
DVDの紹介

指定管理者だよ

一時託児ボランティアの募集

一時託児ボランティアは、地域における保育援助活動(一時託児援助活動)を目的に活動しています。昨年度は、主に幼稚園、小学校等の行事の時に一時託児所を開設し、0歳からのお子さんを預かりました。時間は、その行事によって様々ですが、2時間から4時間くらいで、延べ12回実施しました。

子育てが一段落した方、保育援助活動(一時託児援助活動)のボランティアに協力いただける方を募っています。

受付場所・詳細については、教育委員会までお問い合わせください。 ☎63-3046



家の方が迎えに来てくれるまでの間、ここで楽しく遊んでお留守番!

高校生の保護者の皆様へ ~高校生等就学費補助金について~

高山村では高等学校等(高等専門学校・専修学校・特別支援学校高等部などを含む)へ就学する生徒に対して、その費用の一部を補助する事業を実施していますので、該当される方は忘れずに申請して下さい。

- |            |                                   |               |  |
|------------|-----------------------------------|---------------|--|
| <b>対象者</b> | 高等学校等に就学する生徒を扶養する保護者で、高山村に住所を有する者 | <b>申請手続</b>   | 高等学校等の在学証明書、住民票(世帯全員)、印鑑を持参のうえ教育委員会に申請して下さい。 |
| <b>期間</b>  | 高等学校等を卒業するまでの間(3年間を限度とします。)       | <b>申請期限</b>   | 平成24年4月27日(金)まで                              |
| <b>金額</b>  | 月額 5,000円                         | <b>問い合わせ先</b> | 教育委員会事務局 ☎63-3046                            |

就学援助費支給制度(準要保護)について

この制度は、高山村の小・中学校に在学する児童生徒で、経済的な理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、学用品費・給食費及び修学旅行費等を支給する制度です。該当されると思われる方へは、別途教育委員会から通知をさせていただきますが、通知がない場合でも該当される方は忘れずに申請して下さい。

- ア 生活保護を停止又は廃止された者
- イ 村民税の非課税又は減免を受けている者
- ウ 個人事業税の減免を受けている者
- エ 固定資産税の減免を受けている者
- オ 国民年金の掛金の減免を受けている者
- カ 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている者
- キ 児童扶養手当の支給を受けている者
- ク 生活福祉資金の貸付を受けている者
- ケ 経済的な理由により生活状態が悪いと認められる者

- 申請の方法
  - ・「就学援助費支給認定申請書」に「就学援助費振込口座届出書」を添えて教育委員会に申請して下さい。申請書等は教育委員会にあります。
  - ・前年度受給されていた方も、引き続き受給を希望される方は申請が必要になります。
- 申請(認定)の目安
  - 生活保護世帯に準ずる程度に困窮し、前年度又は当該年度において次のいずれかに該当する者

- 申請期限及び認定
  - ・5月末日までに提出されたものは、4月1日又は事由発生時に遡って認定
  - ・6月以降に提出されたものは、原則その翌月に認定
- 問い合わせ先
  - 教育委員会事務局 ☎63-3046